

中国ビジネス・ローの最新実務 Q & A

第20回

対中設備輸出と中国におけるその他の経営活動(その2)

黒田法律事務所 黒田 健二、呉 強

Kenji Kuroda, Wu Qiang / Kuroda Law Offices

今回は、日本企業が自社所有の中古設備を中国における合弁企業へ輸出する可能性及びその財産鑑定をめぐる法的問題点を中心に、日本企業の法務当事者が感じる疑問点や当事務所に寄せられた質問を取り上げた。

今回は、前回に引き続き日本企業が中国で行った委託加工等の貿易、経営活動において生じた法的問題点を取り上げることとする。

Q1 日本企業A社は、中国広東省の中国国内企業B社と製造委託契約の締結を通じて中国市場において比較的安価な電子器具の製造、販売を行うことを計画しています。当該電子器具の製品の製造、販売に関して、A社の子会社A1社が電子器具の販売を担当し、A社の子会社A2社が製造技術を担当し、A1社、A2社及び中国国内企業B社の三社の間に製造委託契約が締結される予定です。

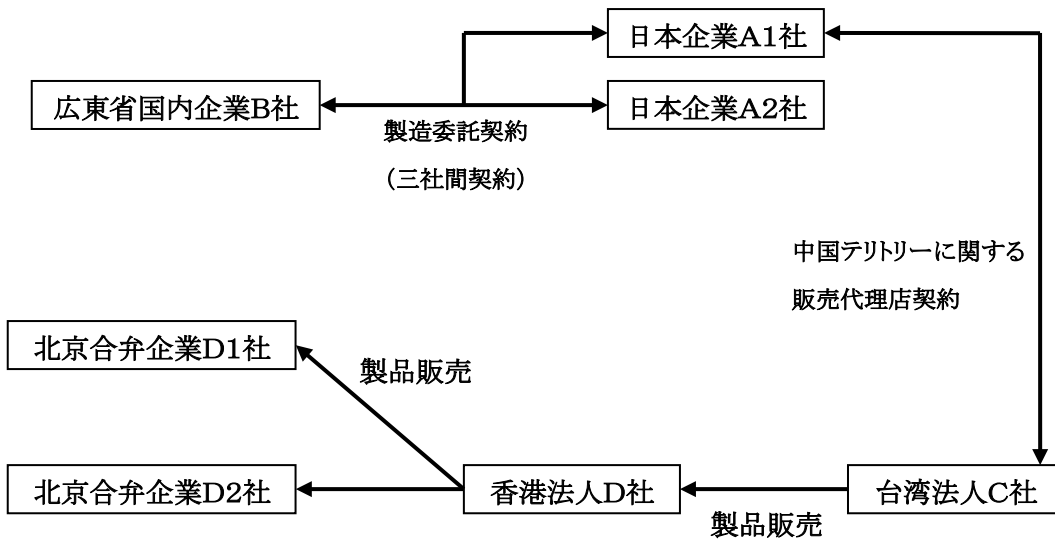
具体的には、委託生産された製品についてはA社のブランドが用いられ、全量を日本に輸入します。A1社がB社からA社ブランドのついた製品を全量受け取り、A2社による検査ののち、A1社の倉庫に送り、全世界に輸出する、という形態で当該スキームを展開します。

中国における製品販売のルートとして、A1社は中国をテリトリーとする電子器具の独占的販売代理店契約を、まず台湾の法人であるC社と締結します。C社は、さらにそのコントロールの及ぶD科技有限公司を使って、D科技有限公司の北京に設立した合弁企業D1社及び上海に設立した合弁企業D2社にそれぞれ電子器具の製品を販売します。A社は、中国合弁企業のD1社、D2社→香港D社→台湾C社→A1社のルートを通じて、製品代金の回収を図ろうと考えています。(図1参照)

当該電子器具製品の委託製造、販売スキームは中国法上実行可能でしょうか。

A1 当該電子器具製品の委託製造、販売スキームは、中国の法律、法規で禁止されていないので、実行可能です。

(図1)



1. 電子器具製品の製造に関して、日本企業A1社、A2社及び広東省国内企業B社の三社の間に締結される製造委託契約は、対外加工組立契約に該当する。

中国対外貿易法の関係規定に基づき、対外加工組立契約に基づく委託加工業務とは、主に、委託者としての外国企業が原材料、補助材料、部品、設備、付属品及び包装物(以下「原材料・部品」という)のすべてまたは一部を提供し、必要があれば設備を提供し、加工受託企業としての中国国内企業が外国企業の要求に基づいて、加工組立を行い、製品を外国企業に納め、国内加工企業は加工賃を受け取り、外国企業が提供した設備の代金については、国内加工企業が加工賃をもって弁済する業務を指す。

A1社、A2社及びB社の三社間の製造委託契約には、上記の基本的な内容が含まれることが考えられる。

2. 本件における製造委託契約は、A1社、A2社が原材料・部品及び必要な技術設備を提供し、国内企業のB社がA1社、A2社の要求に基づいて加工業務を行い、すべての製品をA1社、A2社に納品し、加工賃を取得するという契約形態となっているので、中国法上の対外加工組立契約の要件に合致している。

対外加工組立業務は、中国において「三来一補」(注1)対外貿易の重要な形式であり、外貨の取得及び就業の拡大の重要な対外貿易手段として従来から中国政府によって重視、奨励されている。委託加工の対外貿易形式は、外資企業にとっては中国の低賃金労働を活用でき、中国側にとっては資本、技術がなくても外貨を稼げるメリットがあるため、ポピュラーな対外貿易形式となり、その他の貿易形式を凌駕して中国の輸出全体の半分以上を占めるに至った。(注2)

したがって、A1社、A2社及びB社の三社間の製造委託契約という対外貿易の形態は、中

国法上の問題が存在していないのみならず、むしろ中国政府に支持、奨励されている。

3. A1社が受け取った委託製造の製品の一部を中国市場に再輸出することについて、中国法では禁止されていないので、対外貿易法及び関税法の関係規定に基づき、外国輸出企業が対外貿易経営権を有する対外経営企業と製品輸出入の取引を行い、かつ関税及びその他の法定の納税義務を履行すれば、法律上の問題がないと考えられる。

また、A1社がどのようなルートを通して委託製造した製品を中国市場に再輸出するかは、中国法上、一切義務づけられていないので、A1社は営業状況を考慮して自由意志に基づき自ら決定することができる。

本件委託製造の製品販売スキームでは、A1社は中国をテリトリーとする独占的販売代理店契約を台湾の法人であるC社と締結し、C社は、香港法人のD科技有限公司を通して、さらにD科技有限公司の北京に設立した合弁会社D1社及び上海に設立したD2社にそれぞれ電子器具の製品を販売し、かつ製品代金を回収するルートは、いずれも正常、合法的な製品販売及び輸出入ルートであり、中国法において実行可能である。

- Q2 A1社、A2社及びB社の三社間の製造委託契約の法的効力を持たせるには、何らかの中国当局の審査許可、または届出の手續を履行する必要があるのでしょうか。**

- A2 中国法の関係規定に基づき、国内対外河口企業が締結した対外加工組立契約は、対外経済貿易の主管部門による審査許可を経なければならず、かつ対外加工企業が主管税関で登記及び保存手續を行い、主管税関から対外加工組立輸出入貨物登記手帳の交付を受けなければなりません。

また、対外加工企業は、指定の中国銀行に加工貿易輸入原材料・部品の保証金台帳の開設を申請しなければなりません。

1. 対外委託加工契約の履行は、対外貿易の範囲に属し、かつ対外委託加工契約に基づく原材料・部品及び設備の輸入と加工製品の輸出が税関管理にかかわるので、中国対外経済貿易管理部門及び税関は従来から対外委託加工契約の締結及び履行を厳しく監督し、管理している。

1987年9月に税関総署が公布した「対外加工組立業務に関する税関総署の管理規定」第4条に基づき、対外委託加工企業が対外的に締結した契約は、対外経済貿易部、国務院の関係部及び委員会もしくは省、自治区及び直轄市の対外経済貿易管理部門またはそれらが授権した機関の審査及び許可を受け、かつ対外委託加工企業は「加工貿易業務許可証」を取得しなければならない。当該管理規定第6条に基づき、許可を取得した日から1ヵ月以内に、対外委託加工企業は主管税関で登記及び保存手續を行い、主管税関から対外加工組立輸出入貨

物登記手帳の交付を受ける。

当該管理規定により、対外委託加工企業は登記手帳をもって、原材料・部品、設備の輸入及び完成品の輸出に関する通関手続きを行う。当該手帳を持っていない対外委託加工企業に対しては、税関はその輸出入貨物を通関させない。

したがって、A1社、A2社及び国内加工企業B社の三社間の製造委託契約を締結、履行する際に、B社が上記の規定に基づき、広東省対外経済貿易管理部門の許可を取得し、かつ広東省の主管税関で登記及び保存手続きを行い、輸出入貨物の通関手続きのための登記手帳を取得しなければならない。

2. 加工貿易は、外国企業及び中国国内企業に対してさまざまなメリットを有する一方で、輸入品の転売や脱税、密輸など経済犯罪の温床になっている側面もある。委託加工の名目での輸入品の脱税や密輸などの経済犯罪に対処するために、中国の対外経済貿易主管部門及び税関は、加工貿易の管理に対して一連の強化措置を打ち出した。

1995年11月税関総署、中国銀行、国家計画委員会が共同で発布した「加工貿易輸入原材料・部品についての銀行保証金台帳制度の施行に関する暫定管理弁法」により、1995～96年に銀行保証金台帳制度が導入された。銀行保証金台帳制度とは、外貨優遇政策の見直しと脱税、密輸などの経済犯罪取締りの一環として取り入れられた制度であり、国内加工貿易企業の保証金台帳を中国銀行に開設させ、関税の保証金として積み立てさせる制度をいう。

具体的にいえば、加工貿易経営企業は、税関の照合・認可の手続きをもって、届出した契約の原材料・部品の金額どおりに指定の中国銀行に加工貿易輸入原材料・部品の保証金台帳の開設を申請し、加工完成品を規定した加工期間以内にすべて輸出し、税関が審査のうえ、帳消ししたのち、銀行が保証金台帳を確認・帳消しする。加工貿易経営企業が契約どおりに加工輸出を行わずに国内販売し、かつ遅滞なく輸入税金を納付しない場合、税関は税務部門、銀行と共同で税金を追納するか、または加工貿易経営企業の口座開設銀行が税関の発行した税金徴収票に基づき当該単位の預入金を直接国庫に振り替える。

この制度は、1995年11月より委託加工の盛んな江蘇省蘇州市、広東省東莞市、浙江省寧波市の三つの都市で試行され、1996年から全国的に実施されるようになった。

さらに、1999年には、中国当局が加工貿易の製品構造の高度化を図り、加工貿易がハイテク、高付加価値の方向へ発展することを導く目的で、加工貿易に一部制限を設け始めている。すなわち、国は商品の品目に従って加工貿易輸入商品を禁止類、制限類、承認類に類別し、加工貿易企業をA類、B類、C類に類別した(具体的な分類原則及び分類リストは税関総署と対外貿易経済合作部によって別途に对外発表され、かつ随時調整される)。国が制限類商品の加工貿易の展開及びC類企業の行った加工貿易に対して銀行保証金台帳「実転」の管理を実施するようになった。(注3)

また、各級の加工貿易審査許可機関は、D類加工貿易企業の加工貿易業務の展開を許可してはならず、いかなる企業でも輸入原材料・部品が禁止類商品に属する加工貿易業務を許可してはならない。こうして、加工貿易に対する中国当局の管理が強化されている。(注4)

Q3 A1社、A2社及びB社の三社の間に締結された製造委託契約を履行する際に、原材料・部品の輸入及び加工完成品の輸出において中国税制上のどのような優遇措置を受けることができるでしょうか。

A3 対外加工組立契約が許可されたのち、加工貿易企業は税務管理機関で登記手続きをし、税務登記証を受領します。中国関税法及び税法の関係規定により、加工組立のために輸入された原材料、部品が全部加工され、完成品として輸出され、かつ関税法及び税法における税の減免に関する規定に合致する場合、原材料・部品の輸入及び完成品の輸出について、加工貿易企業は税収上の優遇措置を受けることができます。

加工貿易の原材料・部品の輸入及び完成品の輸出に関する関税及び税法上の主な優遇措置は以下の通りである。

1. 外国企業が加工組立のために提供した原材料・部品、加工生産用設備等を輸入する時、輸入関税を免除されると同時に、輸入環節増値税も免除される。対外加工組立輸出の製品及びその加工賃に対して、輸出関税、増値税及び消費税を免除される。
2. 加工賃をもって弁済される対外加工組立契約に基づく以下のような輸入設備及び資材（外国企業が無償で提供したものも含む）について、関税と輸入環節増値税を免除される。
 - ①加工組立製造プロジェクトに直接必要な機械設備、品質検査機器、生産安全と公害防止の設備及び工場内で使われる輸入した積み卸し機械
 - ②合理的な数量の範囲以内の、設備を取り付け、補強するための輸入した資材
3. 新しく設立された加工貿易企業に対して、はじめての加工賃を得た月から起算して、税務主管部門の許可により5年以内に加工賃所得により生じた所得税を減免、軽減される（地方により所得税の軽減、免除の優遇政策が若干異なっている）。
4. 加工組立契約に従い、契約を履行したのち、生産技術と経営管理の改善によって、残された原材料・部品または増産した完成品は、審査許可文書（または契約届出証明書）の発行審査機関が国内販売を許可する場合、税関の審査・照合を経て事実と認められ、その価値が輸入原材料・部品の総価額の2%以内で、かつ3000人民元以下であれば、輸入貨物許可証の受領と納税が免除される。それを越えた部分については、輸入貨物許可証の受領は免除されるが、実際超過した原材料・部品に従って納税されるものとする。

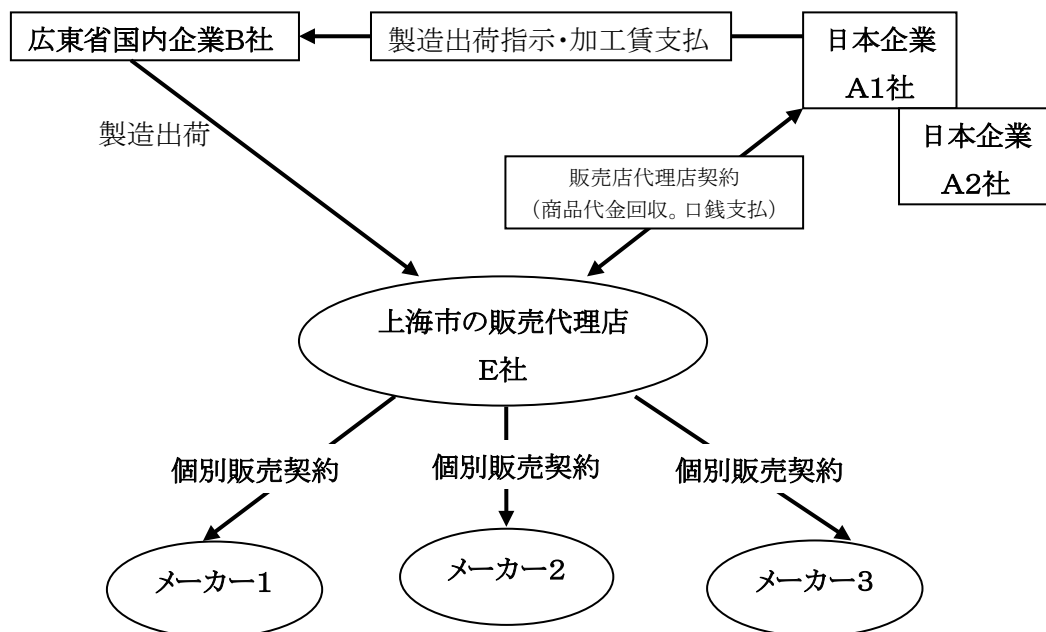
Q4 委託製造の電子器具製品の中国における上記の販売ルートに関して、法的には問題がありませんが、複数の販売経路による多額の輸送費用及び関税等の事業上のデメリットは避けられません。A1社及びA2社は、流通コスト(輸送費用、関税等)の削減、輸送日数の短縮化によって利益マージンを増やすという目的を達成するために、①委託加工企業B社からの中国市場における委託生産電子器具完成品の直接販売、②A1社の売上としての計上という2点を満足させるスキームを案出しました。

具体的には、A1社、B社及び上海市E社の三者の間に北京及び上海をテリトリーとする非独占的販売代理店契約が締結されます。当該販売代理店契約に基づき、B社はA1社の出荷指示により、委託加工した製品をE社に引き渡し、E社はさらにD1社、D2社を含む北京及び上海に所在する特定の電子製品メーカーに製品を代理販売し、商品の代金を回収したのち、A1社に支払います。A1社は、製造委託契約及び代理店販売契約に基づき、B社とE社にそれぞれ加工賃及び口銭を支払います。こうすると、販売ルートの単純化により輸送費用を節減し、輸送時間を短縮化するのみならず、製品の中国からの輸出及び再輸入に対して関税が二度課されることを回避できます。(図2参照)

中国の販売代理店を通じて、委託加工の完成品を中国国内直接販売する当該スキームは、中国法上実行可能でしょうか。

A4 結論からいいますと、中国法上の関係規定により、当該中国国内直接販売スキームは実行できません。

(図2 委託製造製品の中国国内直接販売に関する関連企業相関図)



1. すでに述べたように、加工貿易を支持、奨励するために、中国政府は、加工貿易の原材料・部品の輸入及び完成品の輸出について関税及び税法においてさまざまな税の免除の優遇措置を実施している。脱税及び密輸を防止するために、税関部門は、国内委託加工企業の委託加工の完成品を原則としてすべて外国企業に納品し、輸出しなければならないと要請し、厳しく管理監督している。

「対外加工組立業務に関する税関総署の管理規定」の関係規定に基づき、税関部門による対外委託加工企業の加工業務に必要な原材料・部品、設備及び加工完成品に対する管理監督は以下の通りである。

- ①加工業務に必要な原材料・部品、設備は、関税及び輸入増値税の免除を受けているので、すべて税関管理の保税貨物に属する。原材料・部品は輸入した日から加工製品を輸出した日まで、関係設備は輸入した日から加工賃によりすべてを償還し、かつ、税関の定める期限に従って監督管理が解除されるまで、税関の監督管理を受けなければならない。税関の許可を受けずに、いかなる企業または個人もこれを売却し、譲渡し、取り替え、抵当に供し、またはほかに流用してはならない。委託加工企業は、契約に従い、輸入した原材料・部品及び関係設備の使用並びに加工製品の輸出等の状況を税関が定めた帳簿に記入しなければならない。税関は、帳簿、関係コレポン書類、電信資料、保税倉庫、加工工場等について随時検査を行う権限を有し、関係委託加工企業は、便宜を提供しなければならない。
- ②保税貨物である原材料・部品及び設備によって生産された完成品も保税貨物に属する。中国税関当局は、保税貨物である原材料・部品及び設備を厳しく管理監督するとともに、完成品についても厳しく管理監督している。「対外加工組立業務に関する税関総署の管理規定」の第7条に基づき、加工組立のために輸入される原材料・部品は、すべて製品に加工し、輸出しなければならない。関係する原材料・部品及び加工製品は、任意に国内で販売してはならない。理由があつて国内販売に転じる必要があるか、または外国企業が一方的に契約を中止した場合に、河口企業が保存している原材料・部品または加工製品を国内で販売して、これを加工賃に充当することを要求するときは、原審査許可機関の審査許可及び税関の許可を受けなければならない。かつ、一般輸入貨物の規定に従って輸入手続きをし、規則に従って納税しなければならない。国の輸入規制商品に属するときは、さらに貨物輸入許可証の取得を申請しなければならない。
- ③委託加工企業は、各四半期の最初の月の15日までに前四半期の加工組立のために輸入した原材料・部品、輸出した加工製品並びに在庫の状況を主管税関及び所轄の税務部門に報告しなければならない。かつ、契約期間が満了するか、または最後の加工製品を輸出したのち1ヵ月以内に、所轄の税務部門が税関の登記台帳に押印した帳消しリスト、関係輸出入貨物通関書及び関係書類により主管税関で帳消し手続きをしなければならない。

2. 「対外加工組立業務に関する税関総署の管理規定」の関係規定により、理由があつて国

内転売する必要があり、かつ原審査許可機関の審査許可及び税関の許可を受けたのち、国内転売が認められる可能性があるにもかかわらず、中国の関係法規では、輸入した加工貿易の原材料・部品及び完成品の中国国内販売の要件が厳しく規定されている。

対外貿易経済合作部が1999年5月に発布した「加工貿易保税輸入原材料・部品国内販売審査許可管理暫定弁法」では、加工貿易保税輸入原材料・部品の国内販売とは、加工貿易経営企業が何らかの事由により規定どおりに加工し、再輸出できず、保税輸入原材料・部品またはその完成品を国内販売し、または国内販売製品の生産に転じる必要があることと定義されている。

当該管理暫定弁法の関係規定により、特別な事由により、加工貿易保税輸入原材料・部品を確かに国内販売せざるを得ない場合、省級の対外経済貿易主管部門に報告し、審査許可を受けなければならない。

加工貿易経営企業は、加工貿易保税輸入原材料・部品の国内販売を申請する場合、下記の条件のいずれか一つを具備しなければならない。

- ①外国企業が何らかの事由により経営企業と協議して、元の輸出契約の履行の中止を要求し、経営企業が関係証明資料を提供し、かつ価格に鑑みて、新たな契約を締結するのは難しい場合。
- ②国際市場価格の著しい値下げにより、経営企業は従来の約定価格で契約を引き続き履行すると重大な経済的損失を被ることとなり、かつ、外国企業との契約終了に関する協議書を提出することができる場合。
- ③輸入資材は加工に投入されたが、加工の完成品の品質は締結された輸出契約の規定された基準に達せず、かつ、経営企業が輸出商品品質検査部門または国内品質監督部門の発行した相応の証明書を提出できる場合。
- ④加工技術の改善及び消耗の低下により、一部余剰の原材料が生じ、または加工技術の要求により、必ず合理的な量の余分な部分が生じて、かつ、経営企業が生産業界主管部門の関係証明書を提出できる場合。
- ⑤不可抗力により、締結された契約を引き続き履行することは不可能な場合。
- ⑥その他、国内販売を要請する正当な理由がある場合。

3. 上記の規定により、広東省国内加工企業B社は、その加工した電子器具製品のすべてをA1社に輸出しなければならない。国内販売に関する上記の要件に該当しない限り、完成品の国内販売先への転売は原審査許可機関及び税関により許可されないと考える。

仮に、特別の理由によりB社が上海市の販売代理店E社を通じて国内メーカーへの直接販売を許可されたとしても、一般輸入貨物の規定に従って輸入手続きをし、関税規則に従って納税しなければならない。

したがって、当該スキームを通じて関税の削減の目的を達成することはできない。許可なく委託加工の完成品を中国国内で販売し、または関税を追納しない場合、税関法行政処罰実施細則により、当該行為は密輸行為と見なされ、処罰されることになる。

4. 対外委託加工契約に基づいて、基本的に外国企業は原材料、部品を無償で提供し、受託側の中国加工企業に加工賃を支払、委託加工の完成品を取得する。

A1社の製造出荷指示により、B社が完成品を上海市の販売代理店E社に引き渡し、E社がさらにA1社を代理して国内メーカーに販売し、直接にA1社の売上として計上されたとしても、E社が回収した商品代金をA1社に送金する際に、外国為替の購入、支払及び送金は、すべて外国為替管理局の許可を得なければならない。合理的な根拠及び証明書類がなければ、外国為替管理局により許可されないと考えられる。

上記の理由により、A1社はB社の委託加工の製品を上海市の販売代理店を通じて直接国内メーカーに販売するスキームを実行できない。

- Q5 A1社は、B社による委託加工製品の中国国内販売が不可能であることを認識しましたが、中国市場における流通コストの削減、輸送日数の短縮化によって利益マージンを増やすという目的を実現するために、B社の生産したA社のブランドがついた電気器具製品の中国国内販売のその他の合法的なスキームを探っています。ほかの合法的なスキームが考えられるでしょうか。

- A5 筆者らの実務経験から、中国で生産され、日本企業のブランドがついた製品の中国国内における直接販売について、以下の代案が考えられます。すなわち、現在のA1社、A2社及びB社の三者間で部品供給契約、技術援助契約及び商標使用許諾契約を別途締結し、OEM方式で中国において製品を生産し、直接販売することです。

具体的にいえば、部品供給契約を通じて、A1社、A2社がB社に製品生産に必要な原材料・部品を供給し、部品の代金を取得します。この場合、原材料・部品の輸入については関税その他の税金を納付しなければなりません。

また、商標使用許諾契約、技術援助契約の締結により、A1社及びA2社がA社の商標使用を許諾し、A社の生産技術を提供することを通じて、B社にA社ブランドのついた製品の生産、販売権を付与し、かつ商標使用許諾料及び技術援助の対価を取得します。もちろん、現在の委託加工契約上の取引形態と比べると、具体的な契約の条件及び条項に基づき、代案の事業上の採算性を考慮する必要があります。

一方で、このような代案における各契約は中国法に基づいて締結されるので、B社による製品の中国国内での直接販売及びA1社、A2社による部品代金、商標使用許諾料、技術援助の対価の取得には法律上の問題はありません。

注

1. 三つの形態の委託加工貿易(「三来」と補償貿易(「一補」)を合わせて「三来一補」(compensation trade, processing and assembling)という。「三来」とは「来料加工」(外国企業から原材料の提供を受けて中国側が製品に加工し、外国企業から加工賃を受け取る形態)、「来様加工」(外国企業からサンプル、仕様の提供を受けて加工し、外国企業から加工賃を受け取る形態)、「来件装配」(外国企業から部品の低 ky 法を受けて加工し、外国企業から加工賃を受け取る形態)のことを指す。「一補」とは、補償貿易であり、外国企業が提供する設備、技術などに対して、中国側は生産した製品を持って支払う貿易形態という。竹内実・矢吹晋編『中国情報用語辞典』(蒼蒼社、1999年)284～285頁を参照。
2. 竹内実・矢吹晋編・前掲書、285頁。
3. 「加工貿易銀行保証金台帳制度のさらなる改善についての国家経済貿易委員会等の部門の意見を転送・下達する国務院の通知」(国弁発[1999]35号)により、加工企業銀行保証金「実転」制度とは、A類企業以外のその他の加工貿易企業が制限類の原材料・部品を輸入するか、またはC類企業が加工貿易を行う場合、税関は徴収すべき関税と輸入増値税の税金と等値の金額に従って保証金を受け取り、企業が規定する期間以内に加工輸出し、かつ審査・帳消しを行った後、保証金及び利子を還付することをいう。
4. 1995年中国政府が加工貿易の管理を強化する措置は、対外貿易経済合作部が発布した「加工貿易審査許可管理暫定弁法」において詳しく規定されている。